

4 消安第 6827 号
令和 5 年 3 月 7 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 野村 哲郎
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の2の規定に基づき、次の飼料添加物の安全性についての確認を行うこと

JPAo012 株を利用して生産されたフィターゼ

